

令和 7 年度 輸出に取り組む優良事業者表彰実施要領

公益財団法人食品等流通合理化促進機構

第 1 趣旨

少子高齢化等により国内の食市場の縮小が見込まれる中、農林水産業・食品産業の更なる成長のためには、国産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開を図り、世界の人口増加や各国の経済発展等により今後大きく成長するグローバルな食市場を獲得することが重要である。「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円という輸出額の目標が設定された。また、今後、国内需要に応じた生産に加え、輸出向けの生産を増加させていくことは、農業・食品産業の持続的な成長を確保し、農業の生産基盤を維持していく上で極めて重要である。

この目標を実現するためには、今後更に我が国の農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出意欲を喚起する必要がある。

このため、輸出に取り組む事業者のうち、優れた事業者に対して表彰を行い、取組を広く紹介することによって、我が国の農林水産物・食品の輸出を促進する。

なお、本事業は農林水産省の補助事業「令和 7 年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち輸出に取り組む優良事業者表彰」の採択を受けて実施する。

第 2 実施主体

この表彰は、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「食流機構」という。）が実施する。

第 3 表彰対象事業者

表彰対象事業者は、我が国の農林水産物・食品の輸出に係わる業務に携わる団体（企業、法人、任意団体等）又は個人（以下「輸出事業者」という。）の中から、国の施策の方向性も踏まえた優れた取組を行っている事業者とする。なお、そのうち、農林水産祭への参加は、経営規模が農林水産祭表彰要領（昭和 37 年 6 月 12 日付け 37 総第 1369 号農林事務次官依命通知）別表②の「経営」欄の多角化経営部門に規定する最低基準を満たしているものを対象とし、当該農林水産業者の出品財とする。

第 4 募集

1. 募集方法

応募は第 3 の対象者の条件を満たしていれば自薦・他薦を問わない。応募者は別紙

様式の「令和 7 年度「輸出に取り組む優良事業者表彰」応募申込書」に所定の事項を記入し、それに基づく必要な書類を添付のうえ、第 14 の提出先へ郵送もしくは電子メールにて提出するものとする。ただし、他薦の場合は表彰対象事業者にこの要領の内容を理解いただき同意を得たうえで推薦するものとする。

2. 募集期間

令和 7 年 6 月 1 日（日）から 7 月 31 日（木）（17 時必着）までとする。

3. 募集に当たっての留意事項

- （ア）応募資料、写真等は返却しない。
- （イ）応募内容が事実と異なる場合は、表彰候補に選定されていても無効となる場合がある。
- （ウ）応募資料の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- （エ）応募資料の提出後の差し替えは認めない。
- （オ）最終審査結果については食流機構及び農林水産省のホームページで公表するものとする。

第 5 審査

1. 第 6 の表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、「輸出に取り組む優良事業者表彰」審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
2. 審査委員会の委員は、食流機構が委嘱するものとする。
3. 審査委員会の長（以下「審査委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。
4. 審査委員会は、自薦・他薦による表彰対象事業者の中から、別紙 1 の「輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準」に基づいて、応募様式による書類審査に加え、現地調査を実施したうえで、最終審査において第 6 に定める表彰の候補を選定する。
5. 最終審査においては、輸出事業者の財務面の審査も行うものとして、現地調査時に 3 期分の決算書を提出し、食流機構はその決算書に基づいて財務審査も実施する。
6. 各審査委員会の内容は非公開とする。
7. その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員長が定めるものとする。

第 6 表彰

活動・取組の中から、別紙 1 の「輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準」に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、その種類と点数は次のとおりとする。

農林水産大臣賞 4 点程度

（そのうち、第 3 なお書きに該当する最も優秀な 1 点については、農林水産祭へ出品する。）

農林水産省輸出・国際局長賞 6 点程度

第7 スケジュール

応募受付開始	令和7年6月1日（日）
応募受付締切	令和7年7月31日（木）
書類審査	令和7年9月中旬
現地審査	令和7年9月下旬～10月中旬
最終審査	令和7年10月中旬
審査結果の公表	令和7年11月上旬
表彰式	令和7年12月上旬
※募集・審査・表彰の流れについては別紙2参照	

第8 表彰された取組の普及

より幅広く輸出に取り組む優良活動を普及すべく、農林水産省及び各地方農政局等（別紙3）、関係機関と連携し、また食流機構のネットワークを活用して、表彰された取組についてホームページをはじめ、様々なメディアを通じて広く普及に努めるものとする。

第9 輸出に取り組む優良事例集の作成

表彰された輸出事業者及びその取組について、食流機構が作成する「輸出に取り組む優良事例集（仮）」に掲載することとする。表彰された輸出事業者はその作成に当たって必要な協力することとする。

第10 庶務

当該表彰に係る庶務は、食流機構が行うものとする。

第11 個人情報の保護について

応募様式に記入された個人情報については、応募者及び表彰対象者の同意なく農林水産省、審査委員会の委員及びその他本表彰事業に関わる者以外の第三者に開示することはない。また、食流機構は個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に扱い、保護に努めるものとする。応募様式に記入された個人情報は以下の目的で使用する。

- （ア）応募内容の問合せ
- （イ）審査を行うための参考情報
- （ウ）本表彰事業に関する通知・告知
- （エ）その他、農林水産物・食品の輸出拡大のため
- （オ）地方農政局等で開催する輸出に関する表彰事業

第 12 知的財産権等について

提出された応募様式についての著作権の移転は行わない。ただし、輸出の拡大に向けた幅広い PR のため、使用許諾の確認をしたものについては、パンフレット、冊子、ホームページなどへの掲載や報道機関へ提供する場合がある。

また、応募様式に関するすべての権利（著作権・肖像権等）は、応募者が処理をしたうえで応募するものとする。これらの権利に関して第三者から異議や請求があった場合は、応募者の責任において処理をするものとする。

第 13 その他

その他必要な事項については、食流機構が別に定めるものとする。

第 14 提出先・問合せ先

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-4-5 第 1 東ビル 6 階

公益財団法人食品等流通合理化促進機構 杉本

電子メール t.sugimoto@ofsi.or.jp

TEL : 03-5809-2176 FAX : 03-5809-2183

【別紙１】

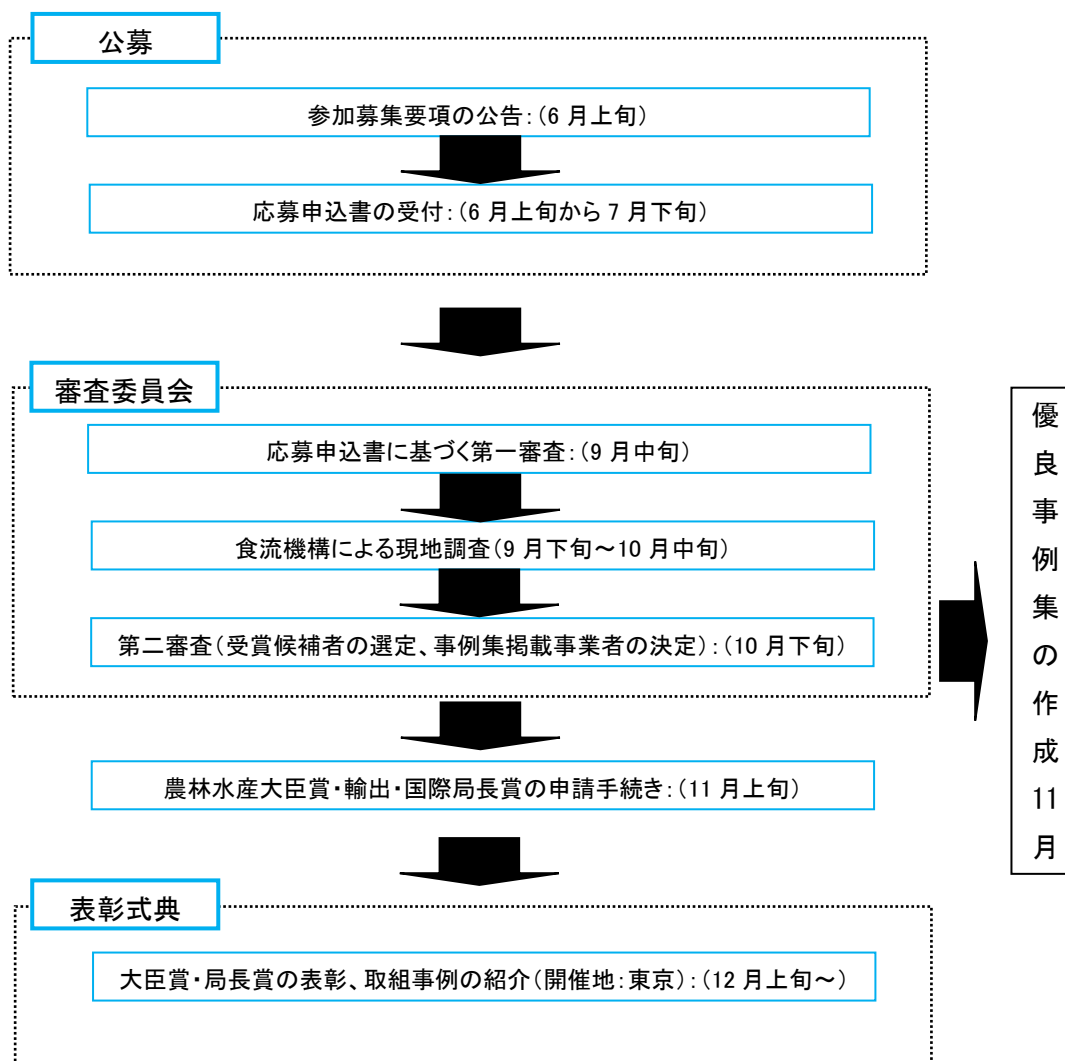
輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準

審査項目	選賞基準（審査の視点）
輸出規模	● 輸出事業者における我が国の農林水産物・食品の年間輸出額、量、品目等が一定以上あるか ● 輸出事業者による輸出が一定規模継続的に行われているか
成長性	● 輸出事業者における輸出額、量、品目等が増加しているか ● 輸出事業者における輸出国が増加しているか
イノベーション	● 輸出拡大に向けて生産面・流通面等において斬新的な取組が行われているか ● これまでに輸出できなかった国への販路を切り開いているか ● 輸出を可能にするための商品開発・技術革新が行われているか ● 既存流通とは異なるビジネスモデルを構築しているか
定着性	● 輸出を継続するために継続的な販路開拓が行われているか ● 日本の農林水産物・食品を浸透させるための工夫が行われているか ● 他の輸出国と差別化するためのブランディングができているか
波及効果	● 農林漁業者が新たに輸出に取り組めるような取組となっているか ● 他の輸出事業者に参考となるような取組となっているか
農林漁業の持続的な発展	● 生産活動において、環境負荷が低減する取組となっているか ● 地域資源を活用しているか ● 農林水産物、肥料等、輸入から国内資源への転換が行われているか

※ 我が国の農林水産物・食品の輸出を直接行っていない、冷凍・冷蔵技術を含む輸送技術等の開発者や物流等の事業者の場合も上記の基準によって評価するものとする。

【別紙2】

公募・審査・表彰の流れ



【別紙３】

各地方農政局等と担当都道府県

ブロック	各地方農政局等	担当都道府県
北海道	北海道農政事務所	北海道
東北	東北農政局	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川 山梨、長野、静岡
北陸	北陸農政局	新潟、富山、石川、福井
東海	東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿	近畿農政局	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国	中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、 愛媛、高知
九州	九州農政局	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	内閣府沖縄総合事務局	沖縄